

## 松島町新婚世帯応援事業支援金交付要綱

令和5年3月31日

告示第69号

### (目的)

第1条 この要綱は、町における少子化対策の推進と、定住人口の増加を促進し、地域の活性化を図ることを目的に、予算の範囲内で松島町新婚世帯応援事業支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、松島町補助金等交付規則（平成16年松島町規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和8年1月1日以降に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住宅取得費用 婚姻に伴い新たに町内に住宅を取得するために令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に支払った費用をいう。ただし、婚姻日（婚姻届を提出した又は受理された日をいう。以下同じ。）より前に取得した住宅にあっては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻することを前提として取得した住宅であること。
- (3) 住宅リフォーム費用 婚姻に伴い夫婦の双方又は一方の住所登録がある町内の住宅をリフォームするために令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に支払った費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、婚姻日より前に実施したリフォームにあっては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻することを前提として実施したリフォームであること。
- (4) 住宅賃借費用 婚姻に伴い新たに町内に住宅を賃借するために令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に支払った費用をいう。ただし、婚姻日より前の賃借にあっては、次のとおりとする。
  - ア 婚姻に伴い夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合には、同居開始後に生じた費用を対象とする。
  - イ 婚姻前から夫婦が同居している場合には、婚姻後に生じた費用を対象とする。ただし、契約書等で婚姻することを前提として同居していることが確認できる場合には、同居開始日から生じた費用を対象とする。

(5) 引越費用 婚姻に伴い町内の住宅に引越しをするために令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に支払った費用（婚姻日より前の婚姻することを前提としたものも含む。）をいう。

(6) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体により、学生の就学や生活のために貸与された資金をいう。

(対象世帯)

第3条 支援金の交付対象となる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

(1) 婚姻日における夫婦双方の年齢が39歳以下であること。

(2) 申請日において、夫婦双方又は一方が松島町内に住所を有すること。

(3) 夫婦双方が、市区町村税等（個人住民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。以下同じ。）の滞納がないこと。

(4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める被保護者でないこと。

(5) 夫婦双方が過去にこの制度に基づく交付を受けたことがないこと。ただし、同一申請者（同一新婚世帯に限る。）の町内の転居で補助上限額の範囲内での申請については、2回目以降も対象とすることができる。

(6) 夫婦双方が交付決定後5年間は町内に居住する意思があること。

(7) 新婚世帯の所得額（夫婦の所得額（現に貸与型奨学金の返還を行っているときは当該返還額を所得額から控除して得た所得額をいう。）の合算額をいう。）が500万円未満であること。ただし、新婚世帯の所得額が500万円以上であっても、第4条第2項に定める上限額の1世帯分までの範囲内で支援金を交付することができるものとする。

(8) 松島町暴力団排除条例（平成24年松島町条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）及び第2条第4号に規定する暴力団員等に該当しないこと。

(9) 夫婦双方が次のいずれかの講座等を申請する年度内に受講すること。

ア ライフデザイン支援講座

イ プレコンセプションケアに関する講座

ウ 医療機関への妊娠・出産に係る相談

エ 共家事・子育て講座

(対象経費等)

第4条 支援金の対象となる経費は、別表のとおりとする。

2 支援金の額は、前項に規定する対象経費の合計額とし、1世帯あたり10万円を上限とする。

3 前項に規定する支援金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の申請は松島町新婚世帯応援事業支援金交付申請書(様式第1号)によるものとし、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 夫婦双方の住民票の写し(住民票の謄本等)
- (2) 婚姻関係の分かる書類の写し(前号の書類で婚姻関係が分かる場合を除く。)
- (3) 夫婦双方の所得証明書の写し
- (4) 夫婦双方について、市区町村税等を滞納していないことが分かる書類の写し  
(申請日の前1月以内に発行されたもの)
- (5) 次の支援金に応じて必要な書類
  - ア 住宅取得に係る支援金 住宅の取得価格を示す領収書等の写し
  - イ 住宅リフォームに係る支援金 改修の箇所を明らかにした設計図及び領収書等の写し
  - ウ 住宅賃貸に係る支援金 住宅の賃貸契約書の写し及び申請時までを支払った賃料が分かる領収書等の写し
  - エ 引越費用に係る支援金 引越費用に係る領収書の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 支援金の給付を受けようとする者が、当該期間において給与等の支払者から住宅手当の支給を受けている場合は、住宅手当支給証明書(様式第2号)を併せて提出するものとする。

3 支援金の給付を受けようとする者が、第2条第6号に規定する貸与型奨学金の返済を行っている場合は、当該年度において返済する金額の分かる書類を提出するものとする。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定し、松島町新婚世帯応援事業支援金交付決定通知書(様式第3号)又は松島町新婚世帯応援事業支援金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、第1項の交付決定に必要な条件を付すことができる。

3 第1項の通知は、支援金の額の確定通知を兼ねるものとする。

(支援金の請求)

第7条 前条の規定により支援金の交付決定を受けた者は、松島町新婚世帯応援事業支援金交付請求書（様式第5号）により町長に支援金の請求をするものとする。

（支援金の交付）

第8条 町長は、支援金の交付請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに、支援金を交付するものとする。

（支援金の交付決定の取消し）

第9条 町長は、申請者が次のいずれかに該当すると認めるときは、松島町新婚世帯応援事業支援金交付決定取消通知書（様式第6号）により、当該交付決定を取り消すことができる。

- (1) 交付決定者が、支援金を受領した日から5年以内に町外へ転出したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の行為により支援金の交付を受けたとき。
- (3) その他町長が特に必要と認めるとき。

（支援金の返還）

第10条 町長は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、松島町新婚世帯応援事業支援金返還命令書（様式第7号）によりその返還を命じるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定のあったものに関しては、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

費用区分	対象経費
住宅取得費用	建物の購入費
住宅リフォーム費用	外 部 工 事 ・屋根の葺き替え、防水、塗装、その他の屋根工事 ・外壁の張り替え、塗装、その他のほ装工事 ・サッシ及びガラスの取り付け、取替え、その他の建具工事 ・既存扉の改修・取り替え、開口部の拡大、モニター付きインターホン設置、その他の玄関工事 ・雨樋の取替え、改修、その他の樋工事

	<p>内 部 工 事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・床材、壁材及び天井材の張り替え、その他の内装工事又はタイル工事</li> <li>・床材、壁材及び天井材の塗り替え、その他の塗装工事又は左官工事</li> <li>・ドアの取替え、襖、障子の張り替え、その他の建具工事</li> <li>・廊下・階段の改修、手すりの設置、その他内部バリアフリー工事</li> <li>・畳の入れ替え、表替え、その他の畳工事</li> </ul>
	<p>設 備 工 事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニットバス化、浴槽の取替え、その他の浴室工事</li> <li>・システムキッチンの取替え、その他の厨房工事</li> <li>・洗面台、便器の取替え、合併処理浄化槽、その他の衛生設備工事</li> <li>・給水管、配水管及びガス管の取替え、その他の配管工事</li> <li>・屋内配線、コンセント設置及び移設</li> </ul>
住宅賃借費用	賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料。ただし、勤務先から住宅手当（住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額をいう。）が支給されている場合には、住宅手当に相当する額を補助対象経費から除く。
引越費用	引越業者又は運送業者（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条に規定する一般貨物自動車運送事業を営む者をいう。）に支払った費用。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

松島町長 殿

住 所  
氏 名  
電話番号

松島町新婚世帯応援事業支援金交付申請書

松島町新婚世帯応援事業支援金の交付を受けたいので、松島町新婚世帯応援事業支援金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 婚姻届提出（受理）日	年 月 日		
2 対象住宅住所	松島町		
3 夫婦の氏名	(夫)	(妻)	
4 夫婦の生年月日	(夫) 年 月 日	(妻) 年 月 日	
5 夫婦の合計所得	円 ※貸与型奨学金を返済している場合はその金額の控除後の額		
6 対象経費の種類	<input type="checkbox"/> 住宅取得費用 <input type="checkbox"/> リフォーム費用 <input type="checkbox"/> 住宅賃借費用 <input type="checkbox"/> 引越費用		
7 対象（予定）経費	円		
8 交付申請（予定）額	円		
9 意思表示	内 容	記入対象者	チェック欄
	この支援金受領後、松島町に5年以上定住することを誓約します。	申請する 全ての方	<input type="checkbox"/>
	支援金受領後5年以内に松島町外へ転出した場合、受領した支援金を返還することに同意します。	申請する 全ての方	<input type="checkbox"/>
	夫婦双方が、妊娠や出産、子育てに係る講座等を受講します。※	申請する 全ての方	<input type="checkbox"/>
	事業の申請に当たり、当該申請におけるリフォームの施工内容について、財務課に情報提供することに同意します。	リフォーム 費用で申請 する方	<input type="checkbox"/>

※講座等の受講は、次の①から④が対象となりますので、いずれかを受講してください。

- ①ライフデザイン支援講座 ②プレコンセプションケア講座  
③医療機関への妊娠・出産に係る相談 ④共家事・子育て講座

別紙

対象事業費合計 ※以下内訳のA+B+(C1-C2+C3)+D
円

【内訳】

住宅取得費用	住宅取得費用(A)		円	契約年月日	年 月 日
	取得年月日	年 月 日		その他公的機関による補助	1 有 2 無
リフォーム費用	リフォーム概要				
	リフォーム費用(B)		円	契約年月日	年 月 日
	完成年月日	年 月 日		その他公的機関による補助	1 有 2 無
住宅賃貸借費用	賃貸業者	所在地			
		名称		電話番号	
	賃料月額(C1)	円	住宅手当等支給額(月額)(C2)	円	
	申請する賃料の対象期間	年 月 ~ 年 月			
	敷金、礼金、共益費、仲介手数料(C3)	敷金 共益費 仲介手数料	円 円 円	礼金 円(年額・月額)	円
引越費用	引越業者	所在地			
		名称		電話番号	
	引越費用(D)	円	引越日	年 月 日	

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

松島町長 殿

給与等の支払者  
所在地  
名称  
代表者  
電話番号

住宅手当支給証明書

住宅手当支給状況を下記のとおり証明します。

記

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 住宅手当支給状況

期 間	年 月 日 ~
住宅手当額	月額 円

注意事項

住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額です。

様式第3号（第6条関係）

松島町新婚世帯応援事業支援金交付決定通知書

指 令 第 号

住 所

氏 名

年 月 日付で申請のありました、松島町新婚世帯応援事業支援金については、  
松島町新婚世帯応援事業支援金交付要綱第6条の規定に基づき、下記条件を附して  
金 円を交付します。

年 月 日

松島町長

記

松島町新婚世帯応援事業支援金交付要綱第9条の規定に基づき、申請者が偽りその不正の手段により支援金の交付決定を受けたとき、又はその他町長が交付決定を取り消すことが適当と認めるときは、交付決定を取り消し、既に支援金が交付されているときは、その全部の返還を命じます。

様式第4号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

松島町長

松島町新婚世帯応援事業支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、松島町新婚世帯応援事業支援金については、松島町新婚世帯応援事業支援金交付要綱第6条の規定に基づき、下記理由により不交付とします。

（不交付理由）

.....  
.....  
.....  
.....  
.....

（教示）

- 1 この決定に不服のある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に松島町長に対して審査請求をすることができます。なお、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定については、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、松島町を被告として（訴訟において松島町を代表する者は松島町長となります。）決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、この通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

松島町長 殿

住 所  
氏 名  
電話番号

松島町新婚世帯応援事業支援金交付請求書

年 月 日付け指令第 号で交付決定通知があった松島町新婚世帯応援事業について、松島町新婚世帯応援事業支援金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

請 求 額	円					
金融機関名						
本 支 店	本店 ・ ( ) 支店					
預金の種類	普通 ・ その他 ( )					
口座番号 (左詰)						
(フリガナ) 口座名義人						

※上記口座情報は申請者本人のものを記載願います。

様式第6号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

松島町長

松島町新婚世帯応援事業支援金交付決定取消通知書

年 月 日付け指令第 号で交付決定した松島町新婚世帯応援事業支援金について、松島町新婚世帯応援事業支援金交付要綱第9条の規定に基づき、下記理由により交付決定を取り消します。

記

（交付決定取消理由）

-----  
-----  
-----  
-----

様式第7号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

松島町長

松島町新婚世帯応援事業支援金返還命令書

年 月 日付け第 号で交付決定を取り消した松島町新婚世帯応援事業支援金について、松島町新婚世帯応援事業支援金交付要綱第9条の規定に基づき、下記理由により返還を命じます。

1 返還決定日

2 返還命令の理由

-----  
-----  
-----

3 返還額 円

4 返還期限 年 月 日

※この決定に不服のある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に松島町長に対して審査請求をすることができます。

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第6条関係）

様式第5号（第7条関係）

様式第6号（第9条関係）

様式第7号（第10条関係）